



引っ越しが多い春は賃貸アパート等に関する相談が増える季節です。中でも、退去時の原状回復についてのトラブルが多く挙がっています。

事例 家賃 7 万で 2 年間住んだ築 30 年のアパートを退去したが、管理会社から壁クロス張替え代、床工事費、ハウスクリーニング代として 18 万円の原状回復費用を請求された。契約書にハウスクリーニング代の記載はあったが、壁や床は汚していないし、壁のクロスは入居時点でつぎはぎだらけだったので支払いたくない。

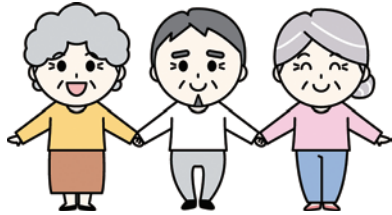
- 一言アドバイス**
- 退去時は借主に原状回復義務があります。しかし、注

- 意を払って住んでいた場合の経年劣化による損傷については、借主が負担する必要はないとされています。
- 納得できない費用を請求された場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側と話し合しましょう。
 - 入居時も、貸主と一緒に部屋の状態を確認し、確認内容をメモしたり、傷や汚れの写真を撮ったりして記録に残しましょう。
 - 契約する際は、契約内容や特約などをよく確認しましょう。**契約書に特約がある場合は、特約が優先されますので注意が必要です。**
- 不安に思ったり、トラブルが生じた場合は、消費生活センター等へ相談しましょう。

■相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相 談	日 時	場 所	問 合 先
弁護士相談(要予約) (弁護士が法的な見解等を助言) 予約受付中 ※ 4 月以降の日時は次号でお知らせします (各日 8 時 30 分より受付) ※同じ案件での相談は 2 回まで (異なる会場で相談しても同様)	3 月 14 日(金)、28 日(金) 10 時～12 時	本庁舎 2 階 市民相談室	市民生活課 ☎ (21) 2122
	3 月 19 日(水) 10 時～12 時	大平隣保館 ☎ (43) 6611 📠 0120-46-7830	
	3 月 17 日(月) 10 時～12 時	藤岡総合支所 別館 2 階 会議室	市民生活課 ☎ (21) 2122
	3 月 25 日(火) 10 時～12 時	西方総合支所 1 階 会議室	
法律相談(要予約) ※主催 栃木市社会福祉協議会	3 月 4 日(火)、18 日(火) 9 時～12 時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館	栃木市社会福祉協議会大平支所 ☎ (43) 0294
宅地建物相談 (売買や賃貸借、所有と管理) 予約開始: 3/3(月)8 時 30 分～	3 月 21 日(金) 10 時～12 時	本庁舎 2 階 市民相談室	市民生活課 ☎ (21) 2122
司法書士相談 (相続・遺言、不動産登記、成年後見制度等)予約開始:3/3(月)8時30分～	3 月 19 日(水) 10 時～12 時		
行政書士相談 (相続・遺言、農地転用、開発行為等の手続き)予約開始:3/3(月)8時30分～	3 月 21 日(金) 14 時～16 時		
消費生活相談(要予約) (商品やサービスなど消費生活全般)	月～木曜日 9 時～12 時、13 時～15 時	本庁舎 2 階 消費生活センター☎ (23) 8899 📠 (23) 8820	
合同相談 (行政相談・人権相談) ◆移動県民相談も同時開設	◆ 3 月 11 日(火)、25 日(火) 10 時～12 時	本庁舎 2 階 市民相談室	市民生活課 ☎ (21) 2122
	3 月 21 日(金) 10 時～12 時	大平総合支所 1 階 相談室	
	3 月 17 日(月) 13 時 30 分～15 時 30 分	藤岡総合支所 別館 2 階 会議室	
	3 月 25 日(火) 13 時 30 分～15 時 30 分	西方公民館 2 階 小会議室	
市民相談 (日常生活の問題など)	月～金曜日 9 時～17 時	本庁舎 2 階 市民相談室	
人権相談	月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分	大平隣保館☎(43)6611 📠0120-46-7830、厚生センター☎(24)2444、人権・男女共同参画課☎(21)2161	
配偶者等からの暴力(DV)相談	月～金曜日 9 時～16 時	配偶者暴力相談支援センター☎(21)2218	
いじめ相談電話	月～金曜日 9 時～17 時	本庁舎青少年育成センター☎(24)0667 📠gakusyu03@city.tochigi.lg.jp	
青少年相談 (非行問題・不登校など)	※土日祝日・時間外は事前に予約が必要	本庁舎青少年育成センター☎(23)6566 📠gakusyu03@city.tochigi.lg.jp	
家庭児童相談 (0～17 歳の子とその家族、ヤングケアラー等)	月～金曜日 9 時～16 時	こども家庭センター☎(25)5149	
児童虐待相談	月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分	こども家庭センター☎(25)5149 ※左記以外の時間は☎189	
女性・ひとり親家庭相談	月～金曜日 9 時～16 時	こども家庭センター☎(25)8033	
障がい児者相談 (福祉サービスの利用・障がい理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分	本庁舎障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係☎(21)2219 📠(21)2682	
ひきこもり相談(要予約) ※事前にお話を伺います。	第 2 木曜日(次回 3 月 13 日) 10 時～12 時、13 時～15 時	栃木勤労青少年ホーム☎(22)3113 大平勤労青少年ホーム☎(43)5191	祝日除く
就労支援相談(要予約) (40 歳未満の就労相談)	第 1・3 月曜日 13 時～21 時 第 1・3 土曜日 17 時～21 時 第 2・4 月曜日 13 時～21 時 第 1・3 土曜日 13 時～16 時		
高齢者相談 (介護や福祉、生活全般、虐待)	月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分	本庁舎 栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21)2245・2246	
もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	3 月 14 日(金) 10 時～11 時 30 分	本庁舎 1 階 市民スペース 栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21)2171・2246	



■令和 7 年度福祉タクシー利用助成券を 3 月 24 日(月)から交付します



福祉タクシー利用助成券は、電車・バスなどの通常の交通機関を利用することが困難な重度障がい者の方、および高齢の方が通院するなど、タクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成するものです。

対象 市内在住で、次のいずれかに該当する方
(施設へ入所している方は対象になりません)

- ①身体障害者手帳(1・2 級)、療育手帳(A 1・A 2)または精神障害者保健福祉手帳(1 級)のいずれかの手帳をお持ちの方
- ② 80 歳以上の方で、月 1 回以上通院し、タクシーの利用を必要とする方
- ③ 65 歳以上 80 歳未満の方で、月 4 回以上通院し、タクシーの利用を必要とする方

交付内容

- 1 枚あたり 500 円の助成券を年 24 枚交付(10 月以降に申請の場合は 12 枚)
- ※ 1 回の乗車につき最大 4 枚使用できます。



福祉タクシー利用助成券 出張受付

日 程	時 間	場 所
4月14日(月)	9時～11時	皆川公民館ロビー
15日(火)	9時～11時30分	大宮公民館ロビー
16日(水)	9時～11時30分	吹上公民館ロビー
17日(木)	9時～11時	国府公民館小会議室
18日(金)	9時～11時	寺尾公民館会議室

見積り無料!グループ創業96年!塗装工事をわかりやすく

栃木市の 外壁塗装・屋根リフォームは 私たちにお任せください!

お客様に高品質の工事をご提供

お家のお困りごとは、何でもお気軽にご相談ください!

✳️プロタイムズとちぎ店 📠0120-300-028

栃とちのき塗装デック 〒329-4406 栃木県栃木市大平町下皆川2015-3 📠reform@k-toso.com

ぜん

ぎゃらりい ぜん株式会社
〒328-0037 栃木県栃木市後町7-15(銀座通り)
TEL.0282-25-0017 FAX.0282-20-3217
OPEN:水～日/10:00～18:00 CLOSE:月・火
http://www.galleryzen.co.jp/

買取 日本画・洋画・掛軸・陶磁器・木竹工芸品・ガラス工芸品・骨董品・茶道具・古銭・切手その他 どうぞお気軽にご相談ください